動物用医薬品・飼料添加物 (アビラマイシン) に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案) についての御意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 平成23年3月3日~平成23年4月1日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 1通(1通に複数意見の記載あり)

## 御意見・情報の概要

1

## 1. 資料は豊富で良く整理され理解しやすいものです。

- 2. 使用目的は海外では比較的限定されていますが(経済動物が限られている)、本邦では資料添加物(原文ママ)としての位置づけになっています。つまり、不特定の経済動物(牛、ヤギなどまで含まれる)に使用されることがあきらかです。
- 3. しかし、海外の使用目的以外の経済動物、つまり乳牛、ヤギなど乳への移行がどの程度なのか、データーがないのが、大いに問題ではないでしょうか。
- 4. したがって、ヤギなどを用いて、乳への移行程度を実験的に観察し科学的データを求めるのが、当該化学物質の国民の食品への安全・安心を示す根拠となるものと思います。

## 専門調査会の回答

日本では、アビラマイシンは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(飼料安全法)に基づき、豚及び鶏を対象動物とした飼料添加物として農林水産大臣の指定を受けています。

飼料安全法により、アビラマイシン等の抗菌性物質の飼料添加物については、対象動物以外の飼料に使用することは禁止されており、国内で牛や山羊等の飼料にアビラマイシンを使用することは禁止されています。

また海外においても、現在得られている情報では牛や山羊は使用対象動物とされていません。

したがって、ご指摘の乳牛や山羊の乳への 移行に関するデータは必要ないと判断してい ます。

なお、いただいたご意見については、リスク管理にも関係するため、リスク管理機関である、農林水産省にお伝えします。